⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑾　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行工事である。

⑿　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒀　本工事は、地域外（遠隔地）からのイ．建設資材等の調達に係る費用、ロ．労働者確保に係る費用について、設計変更により対応する試行工事である。

⒁　本工事は、各種数量を記載した「応札時数量書」を用いて工事費（工事価格）を算出する工事である。なお、「応札時数量書」は４　入札手続等による。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年９月９日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から伊勢・朝熊地区関連施設（仮称）整備事業に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の⑴から⑾までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成12年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事

次の㋐～㋒に掲げる要件をすべて満たす、新築又は増築工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。なお、㋐～㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　構造　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

㋑　建物規模　地上２階建以上かつ延べ床面積6,000㎡以上

㋒　建物用途　建物用途が下記のいずれかであること。

庁舎・事務所又はその類似施設

なお、類似施設とは、事務室・会議室・研究室・研修室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の床面積の合計が2,000㎡以上あるものとする。

⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事

次の㋐～㋒に掲げる要件をすべて満たす、新築又は増築工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。なお、㋐～㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　構造　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

㋑　建物規模　地上２階建以上かつ延べ床面積6,000㎡以上

㋒　建物用途　建物用途が下記①②③のいずれかであること。

①　庁舎・事務所又はその類似施設

なお、類似施設とは、事務室・会議室・研究室・研修室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の床面積の合計が1,000㎡以上あるものとする。

②　展示場・博物館・美術館・百貨店・マーケット・ショッピングセンター又はその類似施設

なお、類似施設とは、資料館・記念館・科学館などにおける展示室部分の床面積の合計が1,000㎡以上あるもの、及び物品販売を行う店舗における販売スペースの床面積の合計が1,000㎡以上あるものとする。

③　飲食店・料理店・食堂・喫茶店又はその類似施設

なお、類似施設とは、ホテル・旅館・会議場などにおける飲食物を提供するための厨房・飲食スペース（ホテル・旅館の客室は除く）の床面積の合計が1,000㎡以上あるものとする。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書、技術資料（競争参加資格確認資料）及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。